

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市博物館友の会補助金
補助事業等の目標	博物館の資料や事業などを通じて諏訪固有の歴史・民俗等文化を学び、有効利用を図り、資料や文化を次世代へ伝える市民活動の推進
補助事業等の対象者	諏訪市博物館友の会
補助対象経費	諏訪の歴史民俗等文化を学ぶ活動に要した経費及び普及活動等の事業に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 これまでの活動経費と補助金額のバランスが取れており、良好に運営されているため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 4 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 事業の目的や性質上、継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を市ホームページで公開する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 生涯学習課 博物館